

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 83 号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和 25 年岩手県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
病 院		附属診療所		病 院		附属診療所	
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
岩手県立中央病院	盛岡市	紫波地域診療センター	紫波郡 紫波町	岩手県立中央病院	盛岡市	紫波地域診療センター	紫波郡 紫波町
						大迫地域診療センター	花巻市
[略]				[略]			
岩手県立磐井病院	一関市	花泉地域診療センター	一関市	岩手県立磐井病院	一関市	花泉地域診療センター	一関市
		真滝診療所	一関市				
[略]				[略]			
岩手県立二戸病院	二戸市			岩手県立二戸病院	二戸市	九戸地域診療センター	九戸郡 九戸村
岩手県立沼宮内病院	[略]			岩手県立沼宮内病院	[略]		
岩手県立大迫病院	花巻市			岩手県立東和病院	[略]		
岩手県立東和病院	[略]			[略]			
[略]				[略]			
岩手県立軽米病院	[略]			[略]			

岩手県立伊保内病院	<u>九戸郡</u>		岩手県立軽米病院	[略]
	<u>九戸村</u>			
岩手県立一戸病院	[略]		岩手県立一戸病院	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。